

## 霧が丘学園 いじめ防止基本方針

### 第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### 【1】いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

「法」では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

#### 【2】いじめ防止等に向けての基本理念

- (1) いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害行為である。
- (2) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、霧が丘地域をはじめ、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- (4) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの立場を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

### 第2章 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

#### 【1】委員会の構成員

学校いじめ防止対策委員会	
小学部	中学部
校長・准校長・副校長・養護教諭・学年主任・児童指導部・児童支援専任・生徒指導専任	校長・副校長・教務主任・養護教諭 学年主任・生徒指導部長・児童支援専任 生徒指導専任

※必要に応じて、いじめ認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援について助言を求めるために、心理や福祉等の外部専門家の参加を求めることができる。

※小学部・中学部で連携し、児童生徒の情報共有やいじめ防止・早期発見・対応を行う。

## 【2】委員会の運営

- (1) 学校いじめ防止対策委員会は、「運営委員会」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織とは兼ねず、別に置き、定期的に月1回以上行う。また、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- (2) 学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- (3) 校長等の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

## 【3】委員会の活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめ防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめ防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

### ●未然防止・早期発見

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先を設置する。
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有をする。

### ●事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有を行う。
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施する。
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報を行う。

### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

### 第3章 取組の年間計画

月	活 動 内 容	
	小学部	中学部
4	学級引き継ぎ会議 授業参観・懇談会 生活アンケート	生徒指導研修会 学級懇談会 ふれあい面談 生活アンケート
5	地域訪問 児童理解研修 いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談	ふれあい面談 いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談 YPアセスメント
6	YPアセスメント 特別支援委員会 授業参観	生活アンケート YPアセスメント研修 授業参観
7	「わたしの学校生活」しらべアンケート SOS の出し方プログラム 個人面談 横浜子ども会議	「わたしの学校生活」しらべアンケート 生活アンケート SOS の出し方プログラム 個人面談 横浜子ども会議
8	横浜子ども会議	横浜子ども会議
9	生活アンケート	ふれあい面談 生活アンケート
10	生活アンケート	生活アンケート
11	人権教育 YPアセスメント	生活アンケート YPアセスメント
12	いじめ解決一斉キャンペーン 個人面談 授業参観	いじめ解決一斉キャンペーン 個人面談 授業参観
1	「わたしの学校生活」しらべアンケート	「わたしの学校生活」しらべアンケート 生活アンケート ふれあい面談
2	YP アセスメント 授業参観・懇談会 基本方針見直し	生活アンケート YPアセスメント 基本方針見直し
3	生活アンケート	生活アンケート 人権教育

<小中共通・通年>

小中合同職員会議(年3回)、小中合同指導部会(年8回)、いじめ防止対策委員会(各月)、  
学校運営協議会(年3回)、小中交流授業(きりたまタイム年4回)、学・家・地連総会(6月)

## 第4章 基本的な対応方針

### 【1】 いじめの未然防止

- (1) 道徳での授業や横浜子ども会議の取り組み等、児童生徒の主体的な取組への支援を行う。
- (2) 独自教科「コミュニケーション・表現」科での小中交流授業や各種を通して、児童生徒が他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるように支援を行う。
- (3) SNS の適切な利用など情報モラル教育の推進を行う。
- (4) 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用の推進を行う。
- (5) いじめ定義理解を含む教職員への継続的な研修を実施する。
- (6) 保護者、地域、関係機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育に関する積極的な啓発を行う。

### 【2】 いじめの早期発見

- (1) 一人一台端末やすぐー等を活用した定期的なアンケートや毎日の健康観察等を実施する。
- (2) いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
- (3) 生活アンケートやふれあい面談の機会を活用し、教育相談を行う。
- (4) SOS の出し方プログラムを実施する。児童生徒が自ら SOS を発信できる力を養うとともに、他者に関心を持ち、いじめを見逃さない学校風土を醸成する。
- (5) 職員間の情報共有を密に行い、いじめを見逃さない見守り体制づくりを行う。
- (6) SC や SSW、校内ハートフル支援員等と連携した定期的な教育相談の実施を行う。
- (7) 担任に限らず、児童支援専任・生徒指導専任教諭、養護教諭、SC・SSW など話しやすい教職員等へ相談可能であることの周知を行う。
- (8) 地域において、学校や家庭では見られない子ども同士の間関係が現れることも考慮し、見守りなどを通じて把握したことについて、学校に情報提供があるよう連携体制を構築する。

### 【3】 いじめに対する措置

- (1) いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定し対応する。また、いじめが解消※に至るまでの支援内容や教職員の役割分担を明確にする。
- (2) いじめを受けた児童生徒及び保護者に寄り添った対応を行う。
- (3) いじめを行った児童生徒への指導・支援や保護者への対応等を行い、児童生徒が自身の「行為」を振り返る機会をつくる。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導を行う。
- (5) 児童生徒の命や安全を守ることを最優先とし、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、警察等関係機関や専門機関に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

#### ※いじめ解消の要件

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

#### 【4】重大事態への対処

##### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に 在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

##### (2) 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

##### (3) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

##### (4) 児童生徒・保護者への報告

いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

##### (5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。

#### 【5】機関連携

(1) PTA、学校運営協議会等と連携を行い、いじめの未然防止や早期発見・早期解決に努める。

(2) SC や SSW、警察等と事案に応じて連携を図り、外部専門家より助言を受け、児童生徒へ指導・支援を行う。

(3) 保護者や地域住民とともに、青少年の健全育成を目指す。

(4) 学校が抱える課題を共有し、家庭や地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

#### 【6】いじめ防止対策の点検・見直し

(1) いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年に1回点検を行い、必要に応じて組織や取組の見直しを行う(PDCA サイクル)。

(2) 必要があると認められる際には、「霧が丘学園 いじめ防止基本方針」を改訂し、改めて公表する。